

第84回新生ふくしま復興推進本部会議 議事録

- 日時：平成30年8月27日（月）9：15～9：20
- 場所：特別室（本庁舎2階）

【鈴木副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議を開催します。
議題、「応急仮設住宅の供与期間の延長」について、避難地域復興局長。

【避難地域復興局長】

資料1を御覧ください。避難指示区域等からの避難者の応急仮設住宅の供与期間でございます。現行では平成31年3月までとしておりますが、赤枠の中、延長方針のとおり平成32年3月末まで更に1年延長することについて、国から同意が得られたところであります。

詳細は資料2を御覧ください。延長の対象となる市町村でございますが、「1 供与期間の延長」の枠内に記載のとおり、富岡町など6町村になります。

また、平成31年3月末で終了する南相馬市など4市町村につきましては、公共事業の工期等の関係により供与期間内に住居を確保できない特別の事情がある場合に、対象者を特定した上で例外的に延長する特定延長を適用します。

「2 平成32年4月以降の延長方針」ですが、応急仮設住宅は一時的な住まいであり、復興公営住宅等の整備がほぼ完了し、帰還困難区域からの避難者を含め、安定した住まいの確保に向けた環境が整備されてきており、避難指示区域の実情や関係町村の意向も踏まえ、次のとおりといたします。

(1) 富岡町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域につきましては、今回の延長をもって原則として供与を終了し、(2) 大熊町及び双葉町の全域については、今後判断してまいります。

今後とも本県の復興・再生に全力で取り組むとともに、避難者の意向を尊重して支援を継続してまいります。

以上です。

【鈴木副知事】

今の説明について、何かありますか。
知事からお願いします。

【知事】

震災から7年5ヶ月が経過し、住まいや今後の生活の見通しなど、避難者の抱える課題は個別化・複雑化しています。

避難者お一人お一人の事情を踏まえながら、一日も早い生活再建につながるよう、国・市町村と連携をしながら取り組んでください。

以上です。

【鈴木副知事】

次に報告事項、「避難指示区域等からの避難者に対する安定した住まいの確保に向けた対応方針」について、避難地域復興局長。

【避難地域復興局長】

資料3を御覧ください。避難指示区域等からの避難者に対する安定した住まいの確保に向けた対応方針について御報告いたします。

まず経緯ですが、避難生活の長期化とともに避難者の抱える課題が個別化・複雑化しており、避難者一人一人が置かれている状況を把握し、それぞれの生活再建に向けた進み具合に応じて、関係機関が連携して取り組んでいくことが重要であります。

このため、本年4月に、新たな枠組みによる生活再建調整会議を立ち上げ、国や関係市町村と検討を重ねながら、先月5日に開催した会議で「対応方針」を取りまとめたものです。

策定にあたっての考え方として、避難指示が続いている中であっても早期に安定した住まいへ移行していただけるよう、帰還困難区域が抱える状況もしっかり踏まえながら、既に住まいを確保している方との公平性にも配慮して対応していくことが重要であります。

ポイントとしては、早い段階から今後の生活再建の見通しをつけられるよう支援していくとともに、仮設供与の終期が決まっていない避難者に対しても意向確認を実施して課題を類型化し具体的な支援につなげていくなど、安定した住まいの確保に向けた対応策を講じてまいります。

なお、対応策「2 引き続き検討」の項目ですが、帰還困難区域を含む避難指示区域からの避難者については、応急仮設住宅の供与終了に伴い避難指示が継続している間の住まいの確保が課題となることから、更なる検討が必要であると考えており、生活再建調整会議を通じて引き続き議論を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【鈴木副知事】

今の説明について、何かありますか。

以上で、本部会議を閉じます。